◎「まちの創生」の政策パッケージ 〈「しごと」と「ひと」の好循環を支える、「まち」の活性化>

「しごと」と「ひと」の好循環を支えるためには、「まち」に活力を取り戻し、 人々が安心して暮らす社会環境をつくり出すことが必要である。こうした「まち の創生」を目指し、国が地方公共団体においてそれぞれの実情に応じた戦略を策 定・推進することを支援する「政策パッケージ」は、以下のものである。

(4)時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域 と地域を連携する

(ア)中山間地域等における「小さな拠点」(多世代交流・多機能型)の形成

【施策の概要】

中山間地域等では、人口減少に伴い、住民の生活に必要な生活サービス機能(医療・介護、福祉、教育、買物、公共交通、物流、燃料供給等)の提供に支障が生じてきているが、サービス提供体制については、例えば福祉の分野では、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉など各制度に基づきサービスが縦割りで提供されており、効果的・効率的なサービス提供体制を構築する必要があるほか、地域交流・地域支え合いの拠点としての機能を強化する必要がある。そのため、基幹となる集落に、機能・サービスを集約化し、周辺集落とのネットワークを持つ「小さな拠点」(多世代交流・多機能型)において、各種の生活支援サービスを維持することなどにより、心豊かな地域コミュニティの形成を図る必要がある。

なお、国が 2020 年までに達成すべき具体的な重要業績評価指標(KPI)は、「小さな拠点」(多世代交流・多機能型)の形成数とするが、具体的な数値は、各地方公共団体が策定する「地方版総合戦略」を踏まえ設定する。

【主な施策】

◎ (4)-(ア)-① 「小さな拠点」(多世代交流・多機能型拠点)の形成

中山間地域等において、生活・福祉サービスを一定のエリア内に集め、周辺集落と交通ネットワーク等で結ぶ「小さな拠点」(多世代交流・多機能型)を形成し、持続可能な地域づくりを推進する。

そのため、市町村において、土地利用計画の要素とサービスを維持するための体制づくりの内容を持つ「小さな拠点」(多世代交流・多機能型)整備の構想を策定し、この構想に基づき、基幹集落への各種機能・サービスの集約や周辺集落との交通ネットワークの確保等「小さな拠点」(多世代交流・多機能型)の形成を推進していく。同時に、事業主体が活動しやすいよう、重複

の排除を進めつつ、補助制度や規制の必要な見直しを図るとともに、窓口の一元化を推進する。金融機関においては、必要に応じ経営支援等を実施する。また、文化・芸術、スポーツ、生涯学習活動などにより、地域コミュニティの活性化を図る。医療・教育・雇用・行政・農業等の幅広い分野で ICT の利活用を推進するとともに、地域の通信・放送環境の整備を推進する。今後、「小さな拠点」(多世代交流・多機能型)に関する仕組みの検討や市町村における拠点整備の構想の策定を進めつつ、「小さな拠点」(多世代交流・多機能型)のモデルづくりを実施し、おおむね5年後までに市町村における「小さな拠点」(多世代交流・多機能型)の本格的な形成・運営を進めていく。

(キ) ふるさとづくりの推進

【施策の概要】

人口減少や超高齢化が進行する中で、全国で多くの「ふるさと」が、その存在そのものの危機に瀕しつつある。そこで、「ふるさと」の価値を再認識し、「ふるさと」を愛することの大切さを伝え、生まれた人は「ふるさと」にとどまり、都会に出た人は「ふるさと」に帰るきっかけとする。また、都会に生まれた人については、そこが新しい「ふるさと」となるよう、その場所に対する愛着、帰属意識を高める「ふるさとづくり」の取組を進めていく。こうした取組は、地域に住む住民が主体となった地方創生の推進に大きく寄与するものである。

こうした観点から、国が 2020 年までに達成すべき重要業績評価指標 (KPI) を以下のとおり設定する。

■ふるさとづくり推進組織の数を 1 万団体に増加(2013 年度 3,291 団体)

【主な施策】

◎ (4)-(キ)-① 「ふるさと」に対する誇りを高める施策の推進

ふるさとづくりの成功事例や地域における人材の育成方法、国の支援メニューなどを情報提供すること等により、ふるさとづくりを推進する組織やふるさとづくり活動の地域における核となる人材の育成を推進するとともに、それぞれの「ふるさと」の誇りの源泉となる固有の自然や歴史、文化等について、今一度、体系的に深く掘り下げ、再発見する活動を「ふるさと学」として整理し、地方公共団体や NPO 等に情報提供しながら、小・中・高等学校における教育、公民館、図書館等における社会教育など様々な機会において学ぶ活動を推進する。

付属文書 アクションプラン(個別施策工程表) (生涯学習政策局関連部分抜粋)

(1) 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

(エ) 地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策

(1)-(エ)-③ 地域における女性の活躍推進

●現在の課題

- 〇就業している女性のうち約6割が第1子出産を機に離職している。子育て期の女性の就業率は低く、女性の管理職割合も低い。
- 〇女性の活躍状況は地域によって異なっているため、地域の実情に応じて効果的に女性の活躍を推進していくことが重要である。住民に 身近な地方公共団体を中心とした地域ぐるみの取組が必要である。
- 〇人口減少に直面する地域において、PTA、自治会、消防団など、様々な場面での女性の活躍が不可欠である。
- 〇我が国の女性研究者の割合は約1割と、主要先進国と比較しても低水準である。地域の大学等においても、研究と出産・育児・介護等 の両立が難しく、研究継続を断念する女性研究者が存在するなど、活躍の場が限定的となっている。

- 〇女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案の次期通常国会への提出及び早期成立を図る。
- 〇地域における女性の活躍を迅速かつ重点的に推進するため、地方公共団体による地域の実情に応じた地域に根ざした取組を促進する。
- 〇固定的性別役割分担意識の解消及び地域における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大を図る。
- ○学び直しを通じ、女性を就労や起業、地域活動への参画につなげる地域や大学、専修学校等の取組を促進する。
- 〇研究と出産・育児・介護等との両立や女性研究者の研究力向上など、研究環境のダイバーシティ(多様性)実現に関する目標・計画を 掲げ、優れた取組を実施する地域の大学等を支援する。

	緊急的取組	2015 年度	2016 年度以降 (5年後まで)
	〇女性の活躍に向けた地方公	〇女性の活躍に向けた企業の取組を	○多様な主体による女性活躍のための支
	共団体の取組を促進	支援	援ネットワークによる地域ぐるみの取
	〇女性の創業を支援	〇 <mark>女性の地域活動参画につながる、学</mark>	組を促進
		び直しに関する各地域の取組を促	〇 <mark>各地域における女性の学び直しに関す</mark>
取組内容		<mark>進</mark>	る取組を促進
		〇地域活動等、あらゆる場面における	
		女性の活躍を推進	
		〇大学等における女性研究者支援の	
		取組を推進	
	〇各地域における女性就業率及	び指導的地位に占める女性の割合を着	実に高める
	・2020 年までに 25~44 歳の	女性就業率を73%に高める(2013年 6	9.5%)
2020 年 KPI	・2020 年までに指導的地位に	上占める女性の割合を30%に増加させる	(2013 年における国の本省課室長相当職以
(成果目標)	上に占める女性の割合 3.0	0%、都道府県の本庁課長相当職以上に	占める女性の割合 6.8%、民間企業(100
	名以上)の課長相当職以上	に占める女性の割合 7.5%)	
	〇大学の教授等(講師以上)に	上占める女性の割合を30%に増加させる	(2014年度 19.5%)

(1) 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

(エ) 地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策

(1)-(エ)-⑤ 大学・高等専門学校・専修学校等における地域ニーズに対応した人材育成支援

●現在の課題

〇地域の企業や地域社会の求める人材ニーズが多様化するとともに、地元企業に就職しない若者が多く、また地域産業を自ら生み出す人材が不足している状況にあるなど、地域における人材育成には様々な課題がある。

- 〇大学等において、地元の地方公共団体や企業等と連携し、それぞれの地域の未来を担う人材を育成し、地元に定着する取組を推進するとともに、産学連携による実践的プログラムの開発や教育体制の確立等により、地域産業を担う高度な地域人材を育成する。
- 〇高等専門学校における実践的・創造的な技術者の養成を推進するとともに、専修学校、専門高校における、地域の大学や産業界等と連携した長期間の実習・共同研究など職業教育を充実し、地域産業を担う高度な専門的職業人の育成を促進する。
- ○地域の人材育成においては、職業教育は極めて重要であり、今後、関係府省庁において総合的に推進を図ることが必要である。こうしたことを踏まえ、専門高校等においては、職業能力等を高める質の高い教育を充実するとともに、卒業生が地元企業等が求める職業能力等を有していることを明らかにする取組を進めることで、地元企業等の適切な評価につなげ、育成された人材の地域社会での認識向上を図る。
- 〇実践的な英語教育など、大学・高等学校等における地域に根ざしたグローバル・リーダー育成や外国人留学生の受入れのための取組を 推進する。

	緊急的取組	2015 年度	2016 年度以降 (5年後まで)
		〇地元の地方公共団体や企業等と連携して地域産業を担う高	〇事業の成果等を踏まえなが
		度な地域人材の育成に取り組む大学の取組を推進	ら、事業の内容等を改善
		〇 <mark>地域産業の振興を担う人材の育成に取り組む高等専門学校、</mark>	〇一定の要件を満たす高等学校
		専修学校、専門高校をはじめとする高等学校の取組を推進	専攻科の修了者に対し、大学
		〇 <mark>専門高校等において、職業能力等を高める質の高い教育を充</mark>	への編入学の途を開く制度の
		実するとともに、卒業生が、地元企業等が求める職業能力等	施行 等
		を有していることを明らかにする取組を進めることで、地元	
取組内容		企業等の適切な評価につなげ、育成された人材の地域社会で	
		<mark>の認識向上を図る</mark>	
		〇一定の要件を満たす高等学校専攻科の修了者に対し、大学へ	
		の編入学の途を開くための制度改正を行う	
		〇官と民とが協力した海外留学支援制度(「トビタテ!留学	
		JAPAN 日本代表プログラム」等)	
		〇地域における留学生交流の促進	
		〇国際バカロレア (注) の普及拡大 等	
2020 年 KPI	〇大学における地元企業や官公庁と連携した教育プログラムの実施率を 50%まで高める (2013 年度 39.6%)		
(成果目標)	○国際バカロレア	'認定校等を 2020 年までに 200 校以上に増やす(2014 年 33 校 🕺	※候補校を含む)

⁽注)グローバル化に対応した素養・能力の育成を重視した国際的な教育プログラム。学校段階等に応じ4種類あるプログラムの中で、高校レベルのディ プロマプログラムは国際的に通用する大学入学資格を取得可能であり、世界の主要大学の入学審査等で広く活用されている。

(1)-(エ)-⑥ 若者、高齢者、障害者が活躍できる社会の実現

●現在の課題

〇若者、高齢者、障害者が活躍できる「全員参加の社会」の実現に向け、地域における若者向けの安定した雇用の場の確保、高齢者、障害者の学びから就業・起業、地域活動等への参画の促進が必要である。

●必要な対応

- 〇法的整備も含めた総合的かつ体系的な若者雇用対策を推進するとともに、「正社員実現加速プロジェクト」の強力な推進により正社員 化を促進する。
- 〇「生涯現役社会」の実現に向けた高齢者の就労促進及び障害特性に応じた就労支援の推進等を行う。
- ○大都市圏の生活困窮者・生活保護受給者が地方において就労(中間的就労を含む。)や社会参加ができるよう、必要な支援を行う。
- ○学習活動を通じて、高齢者等を就労や起業、地域活動への参画につなげる地域や大学等の取組を促進する。

	緊急的取組	2015 年度	2016 年度以降 (5年後まで)
取組内容	〇若者の創業支援	〇法的整備も含めた総合的かつ体系的な若者雇用対策の推進、「正社員実現加速プロジェクト」の推進 〇「生涯現役社会」の実現に向けた高齢者の就労促進	○若者、高齢者、障害者が活躍できる「全員参加の社会」の実現 ○学びを通じた高齢者の地域活動参画の 促進及び多世代との共助による地域づ くりの取組に対しての支援策を検討・実
		〇障害特性に応じた就労支援の推進等 〇高齢者等の地域活動参画につながる、学習活動に関する各地域の取組を促進	施 施
2020 年 KPI	○2020 年までに 60~64 歳の就業率を 65%に高める (2012 年 58%)		
(成果目標)	○2020 年までに障害者の実雇用率を 2.0%に高める (2014 年 6 月現在 1.82%)		

- (1)-(オ)-(1) ICT の利活用による地域の活性化
- (1)-(オ)-② 異常気象や気象変動に関するデータの利活用の促進
- ●現在の課題
 - 〇地域において、安定した収入につながる高付加価値を生む産業が少ないことが若年世代の人口流出の一因となっている。地域産業の生産性向上やイノベーションの創出により、地域産業の活性化を図っていく上で ICT は有効なツールである。
 - OICT の活用により、地域のサービス水準の維持・向上や柔軟な就労環境の整備が可能である。こうした課題解決に ICT を活用する過程で、イノベーションとそれに伴う新産業の創出も期待できる。
 - 〇このためには、有線・無線のブロードバンドの整備と、その利活用の推進が不可欠である。ブロードバンドが未整備、またブロードバンドが整備されても、その利活用が進まない地域が多数存在する。
 - 〇農業、医療、教育、防災など、各分野で地域が直面する課題解決に貢献し、各地域の産業や行政の効率化、生産性向上を通じて地域の 活性化に資する ICT の利活用を推進する。
 - 〇近年、各地で異常気象による損害が多発しており、また、将来の平均気温の上昇や降水量の変化などの気候変動に伴う地域産業への影響が懸念されており、地域活性化の観点から、気候変動への適切な対応も必要である。

- 〇<mark>距離や時間等の制約を克服し、地域の創意工夫を生かしたイノベーションや新産業の創出を可能とする ICT の一層の利活用を、医療・教育・雇用・行政・農業など幅広い分野で推進する。</mark>特に、中山間地域や離島等においても良質な医療を効果的・効率的に提供していくため、遠隔医療の推進を図る。また、<mark>遠隔教育等の教育における ICT の活用を推進する。</mark>
- ○地域においても ICT の恩恵を十分に享受することができるよう、Wi-Fi、高速モバイル、ブロードバンドなど地域における通信・放送 環境の整備を推進する。
- 〇各地域(市町村)において、中長期的な視野に立った地域産業を基盤とする「まちづくり」の強化に資するよう、異常気象や気象変動等に関するデータの利活用を進める仕組みを構築する。

	緊急的取組	2015 年度	2016 年度以降 (5年後まで)	
	OICT を活用した新たな街づ	Oイノベーションの核となる ICT をはじめとした科学	〇イノベーションの核となる	
	くりの推進	技術イノベーションを生かした、地域の課題解決に	ICT をはじめとした科学技術	
	〇各地域が保有しているコン	向けた取組を支援	イノベーションを生かした、	
	テンツをその内外に向けて	〇地方における自治体や企業の ICT を生かした取組の	地域の課題解決に向けた取組	
	多様なメディアを通じて情	実際の導入を促進し、その効果を高めるため、「利活	支援の一層の推進	
	報を発信するための実証実	用促進プラン(仮称)」を策定	〇遠隔教育等の教育における	
	験を実施	〇 <mark>遠隔教育等の教育における ICT の活用を推進</mark>	ICT の活用を推進	
	〇地域経済活性化に資する放	〇公衆無線 LAN、高速モバイル、ブロードバンドなど	〇公衆無線 LAN、高速モバイル、	
取組内容	送コンテンツ等の海外展開	地域の通信・放送環境の整備を推進	ブロードバンドなど地域の通	
双心门台	を支援	〇地方都市等の活性化に資するテレワーク展開拠点な	信・放送環境の整備を推進	
	〇公衆無線 LAN 環境等の整備	どのサテライトオフィスの整備に向けたモデル実証	〇実証結果を踏まえ、有識者、	
	〇企業や雇用の地方への流れ	を実施	関係府省庁により、地域の特	
	を促進するため、サテライ	〇バーチャルオフィスなどの新たな就労形態の実現の	性に応じたサテライトオフィ	
	トオフィスや遠隔雇用の環	ための実証を実施	スの普及に向けた支援を実施	
	境等に応じたモデルケース	〇テレワークに対する助成措置について、サテライト	〇異常気象や気候変動に関する	
	の検証を行い、地方創生に	オフィスを助成対象に追加	データの利活用を進める仕組	
	資する新たなテレワークを	〇異常気象や気候変動に関するデータの利活用の促進	みの構築、データの提供開始	
	推進			
	○テレワーク導入企業数(202	0年目標): 2012年度比3倍(2012年度 11.5%)		
2020 年 KPI	〇週1日以上在宅で就労する雇用型在宅型テレワーカー数の割合(2020年目標)全労働者数の10%以上			
(成果目標)	また、国家公務員のテレワーク比率:政府全体として、上記目標と遜色ないレベルを目指す			
	〇放送コンテンツ関連海外市均	易売上高を 2010 年度(66.3 億円)の3倍超に増加		

(2) 地方への新しいひとの流れをつくる

(ア) 地方移住の推進

(2)-(ア)-③ 「日本版 CCRC」の検討

●現在の課題

- ○東京都在住者のうち、50代男性の半数以上、50代女性及び60代の約3割が地方への移住の意向を示している。
- 〇アクティブ・シニアが、退職後に地方に移住し、健康時から終末期まで、継続ケアを受けながら、安心して老後を過ごせる体制が十分ではない。その際、地域において、生きがいを持てるような「学び」の機会や地域活動への参画機会の確保も十分ではない。
- 〇住まい、<mark>学習活動</mark>、社会参加や健康支援、医療・介護サービス等の高齢者向けのサービスが、居住者の意向に即して一元的又は連携して提供される取組が行われておらず、また、居住者コミュニティの形成や多世代交流といった観点からの地域づくり、まちづくりを行う取組が行われていない。

●必要な対応

- 〇有識者や関係府省庁が参画する検討会を設置し、2015年度中に事業実施主体、サービス内容、居住者によるコミュニティの形成や地方 公共団体の役割等について検討し、課題及び論点を整理し、結論を得る。
- 〇モデル事業を実施する。
- 〇モデル事業の実施状況を踏まえつつ、所要の措置を講じ、全国展開を図る。

	緊急的取組	2015 年度	2016 年度以降 (5年後まで)
	〇検討会を設置し、課題・論 点を整理	〇実現に向けた検討会の結論を得る	〇検討会の結果を踏まえて、モデル事業 を実施
取組内容	点で筆垤		〇モデル事業の実施状況を踏まえて、所
			要の措置及び全国展開
2020 年 KPI	〇国の KPI は検討会の結論を路	いまえ 設定	
(成果目標)			

(2) 地方への新しいひとの流れをつくる

(ウ) 地方大学等の活性化-地方大学等創生5か年戦略

- (2)-(ウ) 「地方大学等創生5か年戦略」
- ① 知の拠点としての地方大学強化プラン(地方大学等の地域貢献に対する評価とその取組の推進)
- ●現在の課題
 - ○地域ニーズに対応した高等教育機関の機能が地方では十分とはいえない。

●必要な対応

- 〇<mark>地方大学や高等専門学校、専修学校等において、地域とのつながりを深め、地方課題の解決に貢献する取組を促進することが必要である。</mark>
- 〇地方の大学が、地元の地方公共団体や企業等と連携し、それぞれの地域の未来を担う人材を育成し、地元に定着する取組を推進する。
- ○地域の課題解決や地域人材育成に取り組む大学に対する評価及びその取組を推進する。

	緊急的取組	2015 年度	2016 年度以降 (5年後まで)
取組内容	○地域社会経済の活性化や地域医療に大きく貢献する大学等の教育研究環境の充実を図る	 ○地元の地方公共団体や企業等と連携し、地域課題の解決に取り組む大学を評価し、その取組を推進 ○地域貢献を重視する地域活性化の中核的拠点としての機能等の強化を図る地方国立大学の取組を推進 ○経営改革や教育研究改革を通じて地域発展に貢献する地方私立大学の取組を推進 	 ○地方貢献に資する大学等の取組を更に進めていく ○地域活性化の中核となる国立大学の第3期中期目標期間(2016年度~2021年度)の評価に地域貢献の視点を採り入れる ○大学の地域貢献に対する評価と資源配分の連動性の確保等
2020 年 KPI (成果目標)	〇大学と地域の企業等との共同で	内企業や地方公共団体)との共同研究件数を 研究による特許出願数を大幅に増加させる 本や企業等による地元貢献度への満足度 80%	

(2) 地方への新しいひとの流れをつくる

(ウ) 地方大学等の活性化-地方大学等創生5か年戦略

- (2)-(ウ) 「地方大学等創生5か年戦略」
- ② 地元学生定着促進プラン(地方大学等への進学、地元企業への就職や、都市部の大学等から地方企業への就職を促進するための具体的な措置、学校を核とした地域活性化及び地域に誇りを持つ教育の推進)
- ●現在の課題
 - 〇地方の若い世代が大学等の入学時と卒業時に東京圏へ流出しており、その要因には、魅力ある雇用が少ないことのほか、地域ニーズに 対応した高等教育機関の機能が地方では十分とはいえないことがある。
 - 〇学校と地域が協働した地域資源を生かした教育活動や、地域を理解し愛着を深めるための教育に関する取組には、地域によって差があり、必ずしも十分とはいえない状況にある。また、地域の伝統文化や産業の伝承等の担い手等が不足している。

- 〇卒業後の進路として地方を選択する大学生等の増加を図るため、奨学金(「地方創生枠(仮称)」等)を活用した大学生等の地元定着の 取組や地方の魅力を実体験できる取組を推進する。
- 〇地方大学等への進学、地元企業への就職等を促進するため、中堅・中小企業によるインターンシップ受入れの拡大を含む地方公共団体と大学等との連携による雇用創出・若者定着に向けた取組等を促進する。
- 〇地方の学生が都市部の大学の授業を受けられるよう、ICT を活用した各大学の取組を推進する。
- 〇大都市圏、なかんずく東京圏への学生集中の現状に鑑み、大都市圏、なかんずく東京圏の大学等における入学定員超過の適正化について、資源配分の在り方等を検討し、成案を得る。
- ○郷土の歴史や人物等を採り上げた地域教材の作成支援等により、地域への誇りや愛着を育てる教育を推進する。
- ○全ての小・中学校区において学校と地域が連携・協働する体制を構築し、学校を核として、学校と地域が連携・協働した取組や地域資源を生かした教育活動を進める。

	緊急的取組	2015 年度	2016 年度以降 (5年後まで)	
取組内容		 ○地域への若者定着を図るため、 ・将来の地域産業の担い手となる若者を対象とした、地元産業界や地方公共団体が協力して行う奨学金返還を支援する取組の支援・地方公共団体と大学等が協働して行う雇用創出・若者定着に向けた取組に対する支援を総務省と文部科学省が連携して一体的・重点的に支援 ○都市部の大学生等が地方の魅力を実体験できる取組を推進 ○学校を核として、学校と地域が連携・協働した取組や地域資源を生かした教育活動を推進 	〇事業の成果等を踏まえな がら、事業の内容等を改善	
2020 年 KPI (成果目標)	○地方における自県大学進学者の割合を平均で36%まで高める(2013年度全国平均32.9%) ○地方における雇用環境の改善を前提に、新規学卒者の県内就職の割合を平均で80%まで向上(2012年度全国平均71.9%) ○全ての小・中学校で地域への誇りや愛着を育てる教育を推進する ○全ての小・中学校区に学校と地域が連携・協働する体制を構築する			

- (2)-(ウ) 「地方大学等創生5か年戦略」
- ③地域人材育成プラン(大学、高等専門学校、専修学校、専門高校をはじめとする高等学校の人材育成機能の強化、地域産業の振興を担 う人材育成)
- ●現在の課題
 - 〇地域の企業や地域社会の求める人材ニーズが多様化するとともに、地元企業に就職しない若者が多く、また地域産業を自ら生み出す人 材が不足している状況にあるなど、地域における人材育成には様々な課題がある。

- 〇大学等において、地元の地方公共団体や企業等と連携し、それぞれの地域の未来を担う人材を育成し、地元に定着する取組を推進するとともに、産学連携による実践的プログラムの開発や教育体制の確立等により、地域産業を担う高度な地域人材を育成する。
- 〇高等専門学校における実践的・創造的な技術者の養成を推進するとともに、専修学校、専門高校における、地域の大学や産業界等と連携した長期間の実習・共同研究など職業教育を充実し、地域産業を担う高度な専門的職業人の育成を促進する。
- ○地域の人材育成においては、職業教育は極めて重要であり、今後、関係府省庁において総合的に推進を図ることが必要である。こうしたことを踏まえ、専門高校等においては、職業能力等を高める質の高い教育を充実するとともに、卒業生が地元企業等の求める職業能力等を有していることを明らかにする取組を進めることで、地元企業等の適切な評価につなげ、育成された人材の地域社会での認識向上を図る。
- 〇実践的な英語教育など大学・高等学校等における地域に根ざしたグローバル・リーダー育成や外国人留学生の受入れのための取組を推進する。

	緊急的取組	2015 年度	2016 年度以降 (5年後まで)	
		〇地元の地方公共団体や企業等と連携して地域産業を担う高度な地域人	〇事業の成果等を踏まえなが	
		材の育成に取り組む大学の取組を推進	ら、事業の内容等を改善	
		〇 <mark>地域産業の振興を担う人材の育成に取り組む高等専門学校、専修学校、</mark>	〇一定の要件を満たす高等学	
		<mark>専門高校をはじめとする高等学校の取組を推進</mark>	校専攻科の修了者に対し、大	
		○専門高校等において、職業能力等を高める質の高い教育を充実すると	学への編入学の途を開く制	
		ともに、卒業生が地元企業等の求める職業能力等を有していることを	度の施行 等	
To 48 ch 253		明らかにする取組を進めることで、地元企業等の適切な評価につなげ、		
取組内容		育成された人材の地域社会での認識向上を図る		
		〇一定の要件を満たす高等学校専攻科の修了者に対し、大学への編入学		
		の途を開くための制度改正を行う		
		〇官と民とが協力した海外留学支援制度 (「トビタテ!留学 JAPAN 日本代		
		表プログラム」等)の実施		
		〇地域における留学生交流の促進		
	\	〇国際バカロレアの普及拡大 等		
2020 年 KPI	〇大学における、地元企業や官公庁と連携した教育プログラムの実施率を 50%まで高める(2013 年度 39.6%)			
(成果目標)	〇国際バカロレア認定校等を 2020 年までに 200 校以上に増やす (2014 年 33 校 ※候補校を含む))			

(3) 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

(ウ) 子ども・子育て支援の充実

(3)-(ウ)-①-a. 子ども・子育て支援の充実(「子ども・子育て支援新制度」の円滑かつ持続的な実施、事業主負担を含め社会全体で費用 を負担する仕組みの構築)

●現在の課題

- 〇子育て支援に関する制度や財政支援の仕組みが、文部科学省、厚生労働省等に分立し、地方公共団体や事業者に対する一元的な窓口が ない。
- 〇子育て支援の質・量の充実を図るため、安定的な財源の確保が必要である。
- 〇小学校就学後に保護者が仕事を辞めざるを得ない状況を改善するための取組や、多様な体験・学習活動のための環境が必要であるが、 放課後の支援策が不十分である。

●必要な対応

- 〇子ども・子育て支援新制度において、子育て支援に関する施設・事業に対し、共通の財政支援の仕組みを導入する。
- 〇内閣府に子ども・子育て本部を設置し、文部科学省、厚生労働省より財政支援に関する制度・権限を委譲し、従来の「縦割り」を排除 する。
- ○消費税分以外も含め、安定財源の確保に向けて適切に対応する。
- 〇一体型を中心とした「放課後児童クラブ」と「放課後子供教室」の計画的な整備等を推進する。

	緊急的取組	2015 年度	2016 年度以降 (5年後まで)
		〇子ども・子育て支援新制度を円滑に	
T- 40		実施	質・量の充実を図る
取組内容		〇安定財源を確保しつつ、子育て支援	
		の質・量の充実を図る	
	○2017 年度末までに待機児童の解消を目指す(2014 年 4 月 21,371 人)		
2020 年 KPI	O <mark>「放課後児童クラブ」と「カ</mark>	対課後子供教室」について、全ての小学	校区(約2万か所)で一体的に又は連携し
(成果目標)	<mark>て実施。うち1万か所以上を</mark>	<mark>-一体型とすることを目指す</mark>	
	〇小規模保育や家庭的保育などの地域型保育事業について、住民のニーズに対応した体制の確保を目指す		
	〇地域子育て支援拠点事業等に	こついて、住民のニーズに対応した体制の	の確保を目指す

(3) 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

(ウ) 子ども・子育て支援の充実

(3)-(ウ)-①-b. 子ども・子育て支援の充実(幼児教育の無償化に向けた取組を財源を確保しながら段階的に実施するなど<mark>教育費負担の</mark> 軽減)

●現在の課題

- ○幼児教育に係る家計の負担軽減が課題となっている。
- 〇国立社会保障・人口問題研究所の調査によると、1夫婦当たりの理想の子供数は2.42人であるのに対し、平均出生子供数は1.96人にとどまる。
- 〇理想の子供数を持てない理由としては「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が 60.4%と最も多く、特に第3子以降を生まない理由としては 71.1%の人が同じ理由を挙げている。
- 〇内閣府の調査によると、子育てにかかる経済的な負担として大きいと思われるものとして、「保育所・幼稚園・認定こども園にかかる 費用」と回答した者が39.1%と多くなっている。

●必要な対応

○財源を確保しながら、幼児教育の無償化に向けた取組を段階的に実施する。

	緊急的取組	2015 年度以降
取組内容		〇「経済財政運営と改革の基本方針 2014」(平成 26 年 6 月 24 日閣議決定) に記載されているとおり、幼児教育の無償化に向けた取組を、財源を確保しながら段階的に進める
2020 年 KPI (成果目標)	○理想の子供数を持てない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げる人の割合の低下(現在の割合 60.4%、第3子を生まない理由としての回答割合 71.1%からの低下(国立社会保障・人口問題研究所「第 14 回出生動向基本調査」)) ○子育てにかかる経済的な負担として大きいと思われるものとして「保育所・幼稚園・認定こども園にかかる費用」を挙げる人の割合の低下(現在の割合 39.1%からの低下(内閣府「子ども・子育てビジョンに係る点検・評価のための指標調査」))	

(3) 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

(ウ) 子ども・子育て支援の充実

(3)-(ウ)-(1)-c. 子ども・子育て支援の充実(社会全体で多子世帯を支援する仕組みの構築や「三世代同居・近居」の支援)

●現在の課題

- ○多子世帯、特に第3子以降については、子育てに要する費用が大きな負担となっている。
- 〇親と同居・近居している夫婦の方が、親と遠く離れて居住している夫婦よりも、出生する子供が多い傾向がある中、「三世代同居・近居」を希望する夫婦の希望が実現できていない。

●必要な対応

- ○子育てに係る様々な負担について、特に多子世帯に対して社会全体で支援する仕組みを充実させていくことが必要である。
- 〇子育て支援の観点から、「三世代同居・近居」の希望を実現するための支援を行う。

	緊急的取組	2015 年度	2016 年度以降 (5年後まで)
	○多子世帯への市町村の	〇第3子以降を保育所等の優先入所の対	○財源の確保と併せて、子育てに係る
	支援に対する先行的な	象とすることを検討、課題を抽出	様々な負担を軽減するなど、特に多子
	取組の支援	〇「三世代同居・近居」の支援にも資す	<mark>世帯の支援を実現</mark>
取組内容		る措置を検討、課題を抽出	〇家計の教育費負担軽減策を充実
		〇家計の教育費負担軽減策の充実	
		O安心して子育てができるよう、地域に	
		おける家庭教育支援の取組を推進	
	〇「三世代同居・近居」の	希望に対する実績の比率の向上	
2020 年 KPI	〇理想の子供数を持てない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げる人の割合の低下(現		
(成果目標)	在の割合 60.4%、第3子を生まない理由としての回答割合 71.1%からの低下(国立社会保障・人口問題研究所		
	「第 14 回出生動向基本調	<mark>]査」))</mark>	

(4)時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する

(ア)中山間地域等における「小さな拠点」(多世代交流・多機能型)の形成

_(4)-(ア)-① 「小さな拠点」(多世代交流・多機能型拠点)の形成

●現在の課題

〇中山間地域等において、生活に必要な各種の機能・サービスや周辺集落との交通ネットワークの適切な維持・確保が課題となっている。

- 〇市町村において、土地利用計画の要素とサービスを維持するための体制づくりの内容を持つ「小さな拠点」(多世代交流・多機能型) の整備の構想を策定し、この構想に基づき、基幹集落への各種機能・サービスの集約や周辺集落との交通ネットワークの確保等を推進する。
- 〇「小さな拠点」(多世代交流・多機能型)の事業主体が活動しやすいよう、重複の排除を進めつつ、補助・規制の必要な見直しを図るとともに、窓口の一元化を推進する。金融機関においては、必要に応じ経営支援等を実施する。
- 〇当面、現在の法人制度を前提とし、各事業主体が連携・役割分担しながら事業を進めていく上で必要な支援・制度改善を実施する。中 長期的には、これらのサービスを一体として実施する地域住民等による法人の在り方を整理する。
- 〇廃校舎等の既存公共施設を活用して行う施設の集約・再構築や「道の駅」における地域拠点機能の強化、コミュニティバスやデマンド 交通等による移動手段の維持・確保、地域ビジネスの担い手の支援等を実施する。
- 〇買物に困難を抱える住民に対する買物支援サービスを提供する事業モデルの構築や、過疎地等における事業者と NPO 等の協働による宅配サービスの維持・改善や買物弱者支援等に役立つ新たな輸送システムの構築を促進する。
- 〇地域コミュニティに必要な燃料供給機能を維持するため、地域政策を担当する府省庁及び地方公共団体並びに事業者とも連携を図りながら、石油製品の安定供給の維持を可能にさせるビジネスモデルの構築や安定供給に貢献する意識と意欲のある SS (サービス・ステーション) の経営基盤強化を支援する。
- 〇地域の文化・芸術、スポーツ資源の活用による特色あるまちづくり等の推進を支援し、地域コミュニティの維持・活性化を図る。また、 社会教育施設や大学等において、NPO 等と連携しつつ生涯学習活動を通じ、地域を担う人材を育成し、学びによる地域の課題解決やま ちづくりにつなげる。
- 〇医療・教育・雇用・行政・農業など幅広い分野で、地域のサービス水準の維持・向上や地域の活性化を可能とする ICT の一層の利活用を推進するとともに、Wi-Fi、高速モバイル、ブロードバンドなど地域の社会経済活動を支える通信・放送環境の整備を推進する。
- 〇縦割りを排除し、地域交流、地域支え合いの拠点として、多世代交流・多機能型福祉拠点を整備し、既存制度も活用しながら、居場所、 相談、見守り、通所サービス等を柔軟かつ一体的に提供する。

	緊急的取組	2015年度	2016年度以降 (5年後まで)
取組内容	〇「小さな拠点」(多世代交流	〇関係予算の窓ロー元化	〇市町村における「小さな拠点」(多世代
	・多機能型)に関する仕組み	〇「小さな拠点」(多世代交流・多機能型)	交流・多機能型)の本格的な形成・運営
	を検討し、成案を得る	のモデルづくりの実施	〇地域住民等による法人の在り方につい
	〇事業主体についての概念整理	〇「小さな拠点」(多世代交流・多機能型)	て結論
	〇市町村における先行的取組の	を進めるための仕組みの整備(次期通	○文化・芸術、スポーツ、生涯学習活動を
	支援	常国会での法案提出を早急に検討し結	通じた地域課題解決、まちづくりの推進
	〇長期的な事業継続が可能なSS	論)	<mark>等により、地域コミュニティを維持・活</mark>
	(サービス・ステーション)	〇市町村における「小さな拠点」(多世	<mark>性化</mark>
	に対し、経営基盤強化につな	代交流・多機能型)の整備の構想策定	○ <mark>地域の医療・教育などの分野における新</mark>
	がる機器の導入を支援	〇地域住民等による法人の在り方につい	<mark>たなICTの一層の利活用を推進</mark> 等
	OICTを活用した新たな街づく	て検討を開始し、次年度以降に結論を	
	りの推進 等	得る	
		○文化・芸術、スポーツ、生涯学習活動	
		<mark>を通じた地域課題解決、まちづくりの</mark>	
		推進等により、地域コミュニティを維	
		<mark>持・活性化</mark>	
		○ <mark>地域の医療・教育などの分野における新</mark>	
		<mark>たなICTの一層の利活用を推進</mark> 等	
2020 年 KPI	〇国のKPIは、「小さな拠点」((多世代交流・多機能型) の形成数とするだ	が、具体的な数値は「地方版総合戦略」に
(成果目標)	おける各地方公共団体の設定料	犬況を踏まえ設定	

(4)時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する

(キ) ふるさとづくりの推進

(4)-(キ)-① 「ふるさと」に対する誇りを高める施策の推進

●現在の課題

- 〇人口減少や超高齢化が進行する中で、全国で多くの「ふるさと」がその存在そのものの危機に瀕しつつある状況である。
- 〇「ふるさとづくり有識者会議報告」(2014年3月)において、ふるさとづくり推進組織との協働やふるさとづくりコーディネーターの 育成による「ふるさとづくり」の担い手の育成、「ふるさと学」の推進による「ふるさと」に対する誇りの回復が提言されている。

●必要な対応

- ○「ふるさとづくり」の成功事例や地域における人材の育成方法、国の支援メニューなどを情報提供すること等により、ふるさとづくりを推進する組織やふるさとづくり活動の地域の核となる人材の育成を推進する。
- ○「ふるさと」の誇りの泉源となる、固有の自然や歴史、文化等について、今一度体系的に深く掘り下げ、再発見する活動を「ふるさと学」として整理し、地方公共団体やNPO等に情報提供しながら、小・中・高等学校における教育、公民館、図書館等における社会教育などの様々な機会において学ぶ活動を推進する。

	緊急的取組	2015 年度	2016 年度以降 (5年後まで)
取組内容	○ふるさとづくり推進組織・ふるさとづくりコーディネーターに関する各種情報基盤の構築	○ふるさとづくり推進組織・ふるさと づくりコーディネーターに関する 各種情報を収集し提供する。○ふるさと学に関する各種情報を収 集し提供する。	〇情報提供を引き続き実施するととも に、その内容を更に充実させる。
2020 年 KPI (成果目標)	○1万団体のふるさとづくり推進組織の育成(2013年度 3,291団体)		